

村づくり懇談会議事録(第1回目)

開催日時:令和3年11月24日(水)

午後7時00分～午後8時23分

開催場所:山形村農業者トレーニングセンター
2階 ふるさと大ホール

藤沢企画振興課長

定刻になりますので、ただいまから村づくり懇談会を始めさせていただきます。

全体の進行を務めさせていただきます、役場企画振興課長の藤沢 洋史と申しますよろしくお願いたします。

例年ですと、この懇談会については各地区の公民館で開催をさせていただいたわけですが、今年度からはこのトレーニングセンターにおいて開催をさせていただくという形に変えさせていただきました。

さらに、より多くの方に参加していただきたいということで、ZOOMを活用したオンラインでの参加も準備をさせていただいております。今年度初めての試みでありますので、行き届かない点があるかと思いますがご容赦願います。

初めに開会を山形村副村長 赤羽孝之より申し上げます。

赤羽副村長

皆さんこんばんは。

それぞれお忙しい中、またお寒い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまから、村づくり懇談会を開会いたします。

藤沢企画振興課長

続きまして、山形村長 本庄利昭よりご挨拶を申し上げます。

本庄村長

こんばんは。村長の本庄でございます。村民の皆様には日頃から村政の運営にはそれぞれの立場でご協力を賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

当懇談会は、地域の課題や日常感じていることなど、様々なご意見、ご提案をお聞かせいただき、村政の参考にさせていただくために開催をいたしました。

例年、前例に倣っての開催でありましたので、懇談会の進め方なども形骸化してきたことや、デジタル化などの時代にも対応できるよう、今回見直しを行い、新しい形での懇談会を企画させていただきました。

前段では村民の皆さんからホームページを通して応募いただいたテーマに沿って、環境問題、子育て支援についての意見交換を行い、後半では、その他の行政課題について自由にご意見ご質問をいただく予定であります。

村の行政サービスの質を向上させるためには、主役であります村民の皆さんの率直なご意見をお聞かせいただき、村では常に事務・事業の改善に努めることが必要だと考えております。今回の新しい村づくり懇談会が、住みよい・住み甲斐のある山形村に向けての第一歩となるよう、活発な意見交換の場となりますことをお願い申し上げ、開会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

.....

藤沢企画振興課長

本日は、お手元に配付の資料に沿って、テーマごとに担当課長より村の施策についてご説明をさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。その後、質疑応答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初の1番目のテーマ、環境に関することとして、野焼き、野良猫への餌付けについて、住民課長の中川からご説明をさせていただきます。

その後、風食について、産業振興課長 村田からご説明をさせていただきます。

中川住民課長

こんばんは。住民課長の中川と申します。

一つ目のテーマ環境対策ですが、個々にいただいたご意見の前に総合的なお話といたしまして、今年の3月に村が策定した「第4次山形村環境基本計画」についてお話をさせていただきます。

村が向こう3年間に取り組む施策をまとめたものでありまして、今日はこのお手元の資料に、いくつかその中のページを抜粋して紹介しております。

表紙の下の部分であります、山形村の山と青空と入道雲ですけども、表紙には、「ずく」出して守る環境おらが村と掲げております。この基本計画の肝になる部分、キーワードだと思っております、暮らしのあらゆる場面で1人1人が「ずく」を惜しまずに取り組めば、環境の保全などが必ず実現すると、そういう強いメッセージを込めたつもりであります。

2ページ、3ページ目は山形村内の現状です。汚れた河川や、ゴミの不法投棄、それからポイ捨ての様子などを紹介しております。4ページ、5ページでは、私達の日常生活の中で取り組むゴミ

の減量ですとか、それから資源化、あとゴミ袋への記名ですとか、分別の徹底といったゴミステーションの利用マナー。それから村民の皆さんに、環境問題にこれから十分に興味を持っていただいて、いろんな勉強の機会を提供したいという思いから、子供たちへの環境教育を充実することですとか、大人の方々には、ゴミ処理施設とかりサイクル施設などの見学を通じて、普段なかなか触れることのない環境の学習の場を作っていければなというようなことを述べております。

6ページにはですね、山形環境チャレンジカレンダーというものを載せてあります。これは1年間にですね、どんな活動をしようかということが考えましたときに、今はやらなきゃいけないことはあるんですけども、1年を通じてこんなことをスケジュール化して取り組んだらどうかというようなことで作ってみました。

川の掃除ですとかアレチウリの駆除ですとか、学習の期間ですとか、それからご家庭で取り組めるような何かチャレンジ、そういったものをここにお示しをしております。

7ページはですね、これ住民参加型の基本計画というのを目指したものですから、村内外に環境川柳というものを募集いたしました。非常に多く50以上の川柳を頂戴いたしましたので、そこで紹介をしております。お寄せいただいた方には感謝を申し上げます。

最後のページには、「ずく」は地球を救う、どっかで聞いたようなフレーズですが、とても大切なことだと確信をしているフレーズでこの計画をしめております。

この計画は、皆さんに見ていただけるようにホームページに掲載をしております。

村の計画だから…と、なかなか遠いところにあるっていうのがこれまでのものでしたが、ホームページから簡単に見てもらえますので、ぜひ、1回ご覧をいただきたいと思います。

次に個別にいただいたご意見から、まずは野焼きについてのお話をいたします。

既に言い尽くされたことではあるかと思いますが、俗にですね、野焼きと言っている行為は、一般的には畑や空き地、自宅の庭など野外で廃棄物を燃やすことを言います。そして、これは一部の例外を除いて法律で禁止されているものであります。

思い起こしていただきたいのですが、平成10年前後ぐらいまでは、どこのご家庭でも、それぞれのゴミというのは、当たり前のように自宅の前にドラム缶とか、ブロック積みの焼却炉があって、そこで、毎日のようにそれを少しずつ燃やしていたっていうようなことがあったと思います。また、それに対する規制も特にございませんでした。従いまして、今問題になっている野焼きを常習する、あるいは抵抗なく行ってしまう方というのは、若い方よりも、年代の上の方に見られる傾向であるというふうに言えると思います。当たり前であった過去の習慣をなかなか改めるという意識が薄いということだと思います。

役場にも日頃から多くの通報や情報が寄せられてきます。そのときには、直ちに職員が現場に赴いて、不適切な野焼きに関しては当事者に消火の指示をし、また注意と指導を行っているというのが現状であります。

先ほど、野焼きの禁止には一部の例外があるとお話をいたしました。どのような例外があるかについてです。一つは国とか自治体が、その業務上、必要に応じて行う場合というようなこと

で、例としては、河川や海岸を管理する自治体はその管理作業の中で、流木などの撤去や除去に対してやむを得ず行うような場合。二つ目が、災害の際、緊急的に行われるようなものです。現場での危険回避ですとか、安全確保のため、支障木や廃材をやむを得ず焼却するというようなケースであります。

それから三つ目に、地域の行事とか宗教、あるいは文化的な祭事の場合に行われる焼却ということですね。これには三九郎ですとか、各種の火祭りなどが該当すると思います。

それから四つ目になりますが、農業や林業を営む上でやむを得ず行う焼却であります。これは、生産物の木とか葉っぱとかつととかですけれども、またあるいは田んぼでの土手焼きとか、ワラくずを燃やす場合などにあたります。

最後に五つ目ですが、日常生活の中で行われる少量の落ち葉焚きなど、ごくごく軽微な焚き火、キャンプファイヤのようにゴミの焼却とは別の目的で行われるようなもの、こういったものが5つの例外になります。例外とは言いましても、周辺の住民に迷惑がかからないよう、それぞれ最善の注意が必要であります。

野焼きについては大分意識が高まってきているとは思いますが、かなり、かつてに比べれば皆さんの考え方も変わってきているかとは思いますが、とにかくどうしても環境保全に十分な配慮が求められる時代です。どのような立場の方でも、みんな高い意識を持って、規制された野焼きはしないように気をつけていただきたいと切にお願いするところでありますし、村からも引き続き注意喚起をしまいたいと思っております。

続いて、野良猫への餌付けについてです。飼い主のいない猫に餌を与えること。実はこれ自体を絶対禁止としている決まり・法律はありません。そうは言っても、猫が悪いわけではないですけれども、ご指摘のように餌付けの行為はですね、直接的に、あるいは間接的に周囲の環境を悪くしたり、結果的に周辺の住民の皆さんに大変な迷惑を生じさせるという大変無責任な行為と言われても仕方がないと思えますし、これは厳に慎まなければいけないことだとも思います。

法律では、周辺住民の多くが迷惑をこうむっていると認められる場合、県知事の権限として、指導ができることとされております。ここまでが法律のもとで行政が行動できる範囲かなというふうに思います。村では広報ですとか回覧文書などで周知をお願いしておりますが、餌やりがなかなか改められないというのが現状で、大変悩ましい点であります。

餌付けとはまた別の話になるんですけども、路上で車にひかれて死んでいる猫を最近よく見ます。実はたった今も、スタンドの前で1匹回収をしてきました。

それから、捨て猫もたまにあります、あるいは飼い猫がいなくなったということで、飼い主さんから役場に問い合わせが来るようなこともあります。こうした猫に関する通報というのは後を絶ちません。

元来ですね。自主的に、放し飼いのような飼育習慣が日本にはあると思っておりますので、飼い主の皆さんへの適正な飼い方の指導と、それから飼い猫ではない猫には不要に接触しないということの徹底を、保健所からのアドバイスとしていただいているところです。

なかなか悩ましい問題で、すぐに解決というわけにはいきませんが、これも個々の意識の改革が必要なことかなというふうに思っております。

以上、野焼きと野良猫についてはお話を終わらせていただきます。

村田産業振興課長

産業振興課長の村田と申します。私からですね、風食についてということで、説明をしたいと思っております。

資料の16ページ、ご覧をください。風食を考えるとということでもあります。

まず風食ですとか砂嵐とも言いますが、春の風物詩などと言われてましてですね、毎年テレビや新聞等でも非常に話題になるキーワードとなっております。

風物詩などと悠長なことを言っていられれば非常にいいんですけども、洗濯物が外に干せない、また日常生活の面での支障ですとか、営業、生産活動、また、交通障害というような面でも発生しておりまして、写真ですとか、映像等で皆さんも一度は見たことがある現象ではないかなというふうに思います。

17ページをご覧ください。風食の要因はということで写真が掲載されておりますが、これは山形村の東原地籍の写真であります。ちょうど東原地籍から村の集落の方を写した写真になっておりますが、ご覧の通り、多くの集落が全く見えない状態になっております。

私の記憶の話なんですけども、この風食がいつ頃から発生していたかというようなことをちょっと思い出してみますと、ちょうど小学生の頃ですので昭和50年代ですかね、その頃にはもう発生していたんじゃないかなというふうに、記憶をしております。ただし、最近のような大規模な発生というのはしていなかったふうに思います。

また先ほども言ったとおり、春の風物詩だなんて言われていた気がしますが、それが平成、また令和と時代が変わるに従ってですね、だんだんと住民の皆さんにとって迷惑な現象に変わってきているような気がします。

18ページをご覧ください。風食の要因は、ということで、3つほど挙げております。一つ目がですね、地域特有の土質ということで、いわゆるこの近辺はですね、火山灰土というふうにも言われておりますけども、山形村特有の土の質が冬の間の寒暖の繰り返しで、表土がパウダー状に細かくなってしまいうですね。それが折からの強い風にあおられて舞い上がるということですね。

そして二つ目ですけども、村の農業の栽培体系が挙げられます。山形村特産の長芋また葉洋菜を中心に栽培されています。こうしたものが中心の体系であるために、冬の間はどうしても畑に何も無い状態となりまして、栽培しないために、表土がむき出しになっていることが二つ目。

続いて三つ目ですけども、地球温暖化の影響が考えられます。これについてはしっかり調べてはいないんですけども、最近の地球全体の気温平均気温が上昇していることまた冬季間の降雪が非常に少ないということで、畑が雪で覆われない時期が非常に多くなっております。

以上この3点が主な要因ではないかということで挙げさせていただきました。

19ページです。村の風食予防対策はということで写真が載っていますが、この写真はほ場に緑肥麦を植えてある写真になります。風食の発生時期にこのように何らかのものが畑に植わっているならば、風食の発生をかなり抑えられる、効果があると考えられます。こうした緑肥麦の種子については、村では購入の補助をしております。

次に10ページになりますが、こちらに風食対策事業ということで、二つほど載せてあります。

一つ目が、緑肥購入費補助事業です。農家の方が適期に麦を撒いていただいて、土の舞い上がりを抑制するという事業ですね。こちらについては先ほども言った通り、村が補助金を出して取り組んでいるという事業となっております。

それと二つ目、風食注意情報の提供ということで、村のケーブルテレビで提供している気象データをもとに、風食の有無や規模を予測しまして、事前の注意情報を発信するというものとなっております。大規模な風食が起きるときにはですね、村の告知放送を使って住民の皆さんへ、事前周知をしておりますし、1月から5月まで、ちょうど風食が一番発生する時期ですね。その間にはホームページ上でも情報を出しております。これについては、平成30年度に全国に先駆けて導入をしたという事業となっております。

次に11ページです。この写真は清水寺から村を俯瞰で撮影した写真になります。

非常にもう、これは大規模な風食のときの写真となってまして、よく撮れてるなというものを載せてありますが、風食対策として、村独自で取り組みはしてはいるんですけども、もはやもう、山形村だけの問題ではないというのが現状となっております。山形村のほかですね、松本市・塩尻市・朝日村で風食を防止するための共同の協議会ですね、松本南西部と言われている地域の市村で協議会も立ち上がっておりますし、この地域の共通の課題というふうになっております。

今後はですね、村独自の新たな取り組みも必要だとは思いますが、関係市村や、もっと広い枠組みで知恵を出し合って取り組んでいく必要があるものではないかなというふうに思っております。そうしていかないとなかなか変わらない、抑制ができない現象なのではないかというふうに思います。

簡単ですが、風食について説明は以上とさせていただきます。

.....

藤沢企画振興課長

環境問題についてご説明させていただきましたが、この後、2番目の子育て支援に関することとして説明をした後に、質疑等を受けさせていただきたいと思っております。

子育て支援に関することとして、放課後児童の居場所づくりと、子育て支援の充実ということで、子育て支援課長 堤、それから教育政策課長 小林の方からご説明をさせていただきます。

堤子育て支援課長

子育て支援課長の堤 岳志と申します。本日二つ目のテーマにあります子育て支援に関することにつきまして、本日は放課後児童の居場所作りと子育て支援の充実ということについてご説明をいたします。

現在山形村で実施しております、放課後に子供たちの過ごすための居場所となる事業や関連する事業については、保護者の方の就労や核家族化の進行によりニーズも増加し、より充実したサービスが求められているものと考えております。

本日説明する内容以外にも、子供会育成会や社会福祉協議会などにおいて、児童の健全育成のための事業を行っていただいております。

最初に放課後児童クラブについてご説明します。保護者の就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後や夏休みの際に、児童が安心して過ごせる生活の場として、児童の健全育成を図ることを目的に運営しています。

場所については、ふれあい児童館と、今年度は利用希望児童数の増加により、トレーニングセンターの施設を利用して、平日の午後7時までと、土曜日、夏休み等の学校休業日に毎日10数名の支援員により運営を行っております。平日の平均人数は児童館で約100名、トレーニングセンターで30名の児童が利用をしております。児童の登録状況については、本年度11月末現在158名となっております。

利用登録の割合では1年生の7割強の児童が利用し、児童数は年々増加の傾向にあります。

受け入れ児童定員数については、児童クラブを運営する基準の施設の面積要件を満たしておりますけれども、大勢の児童の受け入れを行っているため、全ての子供たちに合った適切な支援ができていくかどうかは、職員の中でも試行錯誤しながら日々の支援を行っております。

他の自治体においては、待機児童が発生しているケースもありますので、そのようなことにならないよう計画的に努めてまいりたいというふうに考えております。

放課後児童クラブ以外の子どもの居場所の充実が求められていると、保護者とお話の中からも感じているところでございます。

今後の運営の課題といたしましては、山形小学校の児童の36%程度のお子さんが放課後児童クラブを利用しております。小学校や教育委員会とも連携をとりながら、適切な使用ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、出生数は減少傾向にありますが、利用希望児童数は年々増加傾向にあることから、施設の整備や支援体制の充実を図ってまいります。

二つ目といたしまして、放課後等デイサービスについてご説明いたします。

この事業は、小中高の学校に在籍し、集団生活やコミュニケーションが苦手、発達に心配のある児童を対象に、専門スタッフがお子さんの自立に向けた支援を行っております。

村内では社会福祉協議会が運営をする「障害児通所支援事業所すばる」もあります。村外にも同様にたくさんの事業所がございます。見学も可能ですのでご相談いただければと思います。

小林教育政策課長

教育政策課課長の小林 好子と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、教育政策関係の事業についてご説明いたします。

資料は28ページからになります。まず一つ目の取り組みですが、山形小学校は地域とともにある学校を目指して、コミュニティスクールを始めて2年目になります。

地域の皆さんにご協力いただいて、山形村学校支援地域本部の活動として、山形っ子タイムを行っています。これは4月から10月の毎週水曜日の放課後に行っている事業で、1年生から4年生は午後2時40分から3時55分まで。5、6年生は午後3時30分から3時55分までの時間で、児童が学校に残って遊んだり、学習したりできる場所を学校内に設定して、その活動を地域のボランティアの皆さんが見守っています。令和3年度の実施回数は12回で、参加人数は延べ1,058名、支援者の人数は延べ114名でした。1回に100人を超える児童が山形っ子を利用する日もあります。子供たちも大変好調です。

29ページの写真が図書館を使っでの学習や、体育館での遊びを見守ってくださっている様子、また関連の様子です。

次に30ページをご覧ください。こちらは山形未来塾というものでございます。これは小学4年生から中学生など範囲として、興味・関心を持って主体的に学習に取り組む児童生徒の学びの姿勢を養うため、村と信州大学と連携して行っている事業で、令和3年度から始めたものです。現在の登録は小学生27人、中学生23人ですが、いつからでも参加できます。毎月2回、土曜日に開催し、児童生徒が自分の興味のあることや、学習に取り組んでいます。最近は大学生とも馴染んできており、様々な質問をしたり、一緒に取り組んでいる生徒がうかがえます。

30ページをご覧ください。また、この未来塾におきましては、安全な学校給食を守る会 未来塾部会の皆さんが地場産品を使った昼食を用意してくださり、子供100円、大人300円で提供しています。季節の食材を使った昼食は子供たちにも好評です。

30ページの写真が提供された食事と、それを食べている子供たちの様子です。

33ページになります。3番目の取り組みといたしましては、チャレンジ講座でございます。この事業も令和3年度から始めたものですが、公民館講座とは別に子供も大人も一緒に参加することによって、世代間交流を狙いとして始めたものです。

飛行機づくりや折り紙づくりなどが盛況で、大人の手を借りながら子供たちも作品の制作に夢中になっており、これからも続けていきたいと思っている事業です。

次のページの写真はそれぞれの講座の様子です。今後はもっと参加をいただきたいと思っておりますし、またどういう講座が求められているかの、ニーズの把握も課題となっております。

35ページですが、4番目の取り組みといたしまして、トレーニングセンターにある図書館や学習コーナーをご紹介します。村の図書館も10周年を迎え、利用者も年々増えています

し、蔵書も3万5000冊を超えました。多くの方にご利用いただいておりますが、この図書館では中学生がテスト勉強や日頃の学習に利用をされています。

また子供たちの利用もよくあり、誰でも使えるみんなの図書館という位置づけができています。

また1階ロビー付近や図書館内などにテーブルとイスを置いてあり、だれでも利用できる学習コーナーとしています。おやつ持参で勉強したり、ゲームをしたり、おしゃべりするなど、居心地の良い場所となっているようです。

これからも、子供たちが安心して過ごせる場所を提供できるよう努めていきたいと考えております。

以上で放課後児童の居場所づくりについての説明を終わります。

堤子育て支援課長

引き続きまして、子育て支援の充実についてということでご説明します。村が現在行っております子育て支援に関わる取り組みについてご説明いたします。

今年度村民の皆さんにご協力いただきました総合計画策定に関わるアンケート調査でも、村の子育て支援の満足度に関し、高い評価をいただいているとともに、今後も重要な施策として、村民のみなさんの関心が高いことがうかがえました。

村では、妊娠期から18歳まで、切れ目ない支援を行うよう取り組んでいます。

一方、子育てに関する様々な手続きが複数の課に分かれていて判りづらいとのご意見もいただいております。この点については、よりわかりやすく手続きがスムーズにできるよう検討していきたいと考えております。

本日は、村の子育て支援に係る制度などについて、母子手帳交付の際にお渡ししている、子育てに関する支援や行政サービス、相談窓口などの情報が掲載されている子育てガイドブックに基づいて説明いたします。

子育て支援センター「すくすく」を村の子育て支援拠点と位置づけ、子育て世代のみなさんの相談支援を、保健福祉課、教育政策課、住民課などの担当課、児童相談所等の関係機関と連携を取りながら行っています。

令和2年度は1200件ほどの子育てに関する相談が子育て支援課に寄せられ、本年度より3人体制で、担当職員が相談、訪問、同伴受診等の対応を行っております。

また、子育て期の段階に応じて妊婦相談、新生児訪問、健診などを実施しています。

8ページ。お出かけ施設、交流の場ということで資料がございます。こちらからご覧いただきたいと思います。子育て中の保護者が仲間づくりや気軽に相談ができる場として、子育て支援センター「すくすく」とふれあい児童館を運営していますので、ぜひお気軽にご利用いただければと思います。なお、コロナウイルス感染症対策によりまして、「すくすく」におきましては時間の短縮を

し、開館をしております。毎月発行の「すくすくだより」というものに日々の行事等のご案内をさせていただきますので、ぜひご覧いただきたいと思ひます。

9ページ10ページ保育園の関係のご説明になります。村には公立の山形保育園と私立認可保育園のやまのこ保育園があり、家庭で保育ができない児童の保育を行っています。また、保育園を利用していない児童を一時的に預かる、一時預かり保育もそれぞれの保育園で実施しています。

現在、3歳未満児の保育希望が年々増加しています。今後も待機児童が出ないように計画的に保育士の確保や保育園の環境整備を進め、保護者の方が安心して就労、子育てができる環境整備を行います。

また、園児の食育や安全な給食を提供するために、安全な学校給食を守る会のみなさんが、ほぼ毎日新鮮な村の野菜を保育園、小学校、中学校に提供していただいています。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

続いて11ページです。子育て支援に関する預かりサービスの主なものについてご説明いたします。病気の回復期にある小学6年生までの児童の保育を行う病後児保育事業、養育が一時的に困難な児童をお預かりする子育て支援ショートステイがあります。また、ファミリーサポートセンターは協力会員、依頼会員の相互協力により児童をお預かりするサービスです。現在、子供を預かっていただく協力会員が不足しています。総合計画のアンケートでも12%の方が、子どもを預かる手助けができるとの回答をいただいていますので、制度をよりみなさんにご理解いただけるように周知を行っていきたくと思ひます。随時、会員を募集していますので、興味のある方は子育て支援課までお問い合わせください。

また、来年度以降検討している新しいサービスとして、病児保育の実施を検討しております。現在、近隣の市に勤務する方は、勤務地の市が運営している病児保育を利用できますが、今後は保護者の勤務地に関係なく利用できるよう関係市村と、現在検討をしている最中であります。詳細が決まりましたら、また改めてお知らせをしたいと思います。

続いて14ページです。障がいをお持ちのお子さんへの支援として、様々な障がいに応じた福祉サービスの提供や各種手当の支給を行っています。詳しくは各手続きに応じて担当課へお問い合わせください。

続いて15ページから17ページの内容になりますが、経済的な支援ということで育て世代の経済的な支援として、児童手当や医療費助成、就学に関する援助をそれぞれの基準に基づいて実施しています。令和2年度には村の独自施策としてコロナ感染症対策子育て世代特別支援臨時給付金を18歳未満のお子さんに支給しました。

18ページにあります、厚生労働省では11月を児童虐待防止推進月間と定め、家庭学校地域等において、児童虐待問題に関する関心を高めてもらうため、期間中に児童虐待防止の広報や啓発活動を実施しております。村でもこの推進月間に合わせて啓発活動を行っています。山形村でも

重大な事案には発展していませんが、虐待事案として対応している事案もございます。また、2020年4月の児童福祉法の改正により子供への体罰が法律で禁止となりました。

いまだに、しつけと称して体罰を行う保護者も少なからずいるとのアンケート結果もあります。体罰と児童虐待を一体的なものとの考え方に基づいて、子育て支援課としましては、子育てに大変さを感じている保護者への支援を強化して対応して参ります。また、保育士、児童館の支援員についてもこのことを周知して、適切な対応をするよう指導していきます。

19ページは村の医療機関についてのご案内になります。総合計画のアンケートでも医療の充実が最も重要とのアンケート結果がありました。村内の一部の医療機関では、小児科医が診察する日を設けていただいております。今後も医療機関とも連携しながら、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に20ページですが、それぞれ諸手続きにおいて村の各種相談窓口の一覧表をお示しておりますので、またご参考にしていただければと思います。こちらのガイドブックは子育て支援課の方にご用意してございますので、もし必要な方がいらっしゃれば、お越しいただければと思います。説明は以上になります。

.....

藤沢企画振興課長

一方的なご説明をさせていただきました。

ここからは質疑に入らせていただきたいと思います。発言の前にですね、支障のない方につきましては、お住まいの地区とお名前をいただければありがたく存じます。

初めに、テーマの一つ目、環境対策についてを議題とさせていただき、その後、子育て支援といったような形で時間を区切らせていただきます。なお、Zoom 参加の方につきましては、画面上に手を上げるというようなボタンが出るかと思っておりますので、そちらを押していただければ、こちらの方から指名をさせていただきたいと思います。

それでは、まず環境対策について質疑、ご意見ご要望ある方挙手をお願いいたします。

下竹田 上條氏

風食についてですが、先日、農業委員会の方でも風食に対してのお話がありまして、農業委員もほとんどの方が麦を撒いてると。そういう中で、土手の、土手というかね、道に出る、麦を撒くと道の方に出る砂の量、土の量が少なくなると、こういうようなお話がありました。

ですが、今、村の中ですと、無料にするから、申し出てくださってというような格好だと思えます。ですが、効果的にやっていくにはですね、やはり特別地域というか、50ヘクタール10ヘクタールくらいの面積をですね、村の方でそういう風食対策特別地域ってというようなところで指定しまして、村の方から、またそういう風食対策委員会とかそういう方から、そこの耕作者に、ぜひ麦を

作って試験に協力してくださいというようなことで、耕作者の方をお願いして、そのところで麦を作ってもらって、そういう対策をしなかったところと、対策したところとの違いですね、それを舞い上がった土の量とかそういうものをですね、比較して効果があるなしっていうのもしっかり認定、それから順次農家のところに、どんどんこういうことで効果があるからぜひやってくださいっていうことで進めていくのがいいんじゃないかと思います。

それともう一つの風食対策としては春ネギとかですね、9月頃植えて、5月6月頃出荷する春ネギなのか、そういう越冬作物ですね。そういうものを農協、村とタイアップして、そういうものの耕作面積を増やしていくってような、努力することによって、冬場の作付面積っていうものが増えてくれば、風食も土の舞い上がりも少なくなっていくんじゃないかと思ひまして、風食対策としてはその2点をちょっとご提案させていただきます。

上大池 小口氏

質問でもいいですか？ど素人でよくわからないですけども、先ほど農家が緑肥購入費補助をしているということで、農家さんに対して、麦の種をある程度、無料ですか？無料で欲しいという人に、そういう補助をしているということなんですけれども、どのぐらいの面積を、面積に、麦を撒いているかということは把握してますか？その辺の数字を知りたいです。

村田産業振興課長

はいお答えします。いいですか。座ったままで、すみません。

先ほど上條さんのご提案ということで、ありがとうございます。非常に画期的なというか、考えつかなかったような、あのアイデアをいただきましたけども、5ヘクタールから10ヘクタールを特別地域ですかね、そういったところを設けたらどうかっていうなことは、やはりそのぐらいの規模で取り組まないと、結局その結果が見えてこないのかなというふうな気がいたします。ただしその場所の選定ですとか、指定っていうな面では、やはりその農家さんですとか、その調整も必要になってきますので、ご意見ということでちょっとまた検討させていただきたいと思います。あと越冬作物ということで、やっぱり何かしら冬の間植わっているとかなり違うと思うんですね、効果があるかと思ひます。

こら辺もやはり栽培体系ですとか、地元の JA さんですとかとの調整、また農家さんとの調整が必要かということになってきますので、またこちらの方も検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、緑肥の植えている面積ですかね、というお話が今、把握はしておりますですね、ちょっと今資料はすぐ出てこないんですが、ちょっと今手持ちで持ってきている資料をお調べする時間を少しいただけたらと思います。すみません。

上大池 小口氏

そういう数字的なことをやはり、面積が、このこのぐらいしかまだね、麦が植わってないから、じゃもうちょっと増やすとか、そういうことはある程度その数字がしっかりわかってなければ、農家さんに訴えられませんよね、と思います。

藤沢企画振興課長

しばらくちょっと数字を調べてる間、他に環境問題で何かお願いします。

上竹田 竹野入氏

今の風食の関係ですが、麦の種をまいても、春先にみんな、風食が始まる前に、起こしちゃうんだよね。その辺のことをどんな風に考えます、村として。以上です。

村田産業振興課長

はい。すみません、お答えいたします。

植わっているものを効果が上がる前に起こしてしまうと。ですので、効果が上がっていないんじゃないかっていうことで、村はどういう風に考えているかというご質問ですけども。村で今、緑肥のこの補助については、10分の10という様な事で取り組んでいただいている農家さんに、全額補助をしているということをしております。制度の周知が進むにつれてですね、取り組んでいただくの農家の方、周知も進んでおりますし、麦の量も大分増えております。ただし年間を通じてそれをやっているということで、非常にその効果が上がる時期と上がらない時期があるんじゃないかというようなことで、今制度の見直しについても検討をしているところであります。

そこら辺のルールのも明確化っていう面で、村はこうしてください、ああしてくださいっていう事をしっかり伝えてこなかったっていうのが、非常に問題として挙げられる点ではないかなというふうに思っておりますので、あの、これから新しく考える制度についてはしっかり、例えば、区画を、期限を決めるですとか、この間に撒いていただいてここまで整えておいた方には、支給をするですとか、そういったルールの明確化を図らないといけないかなというふうに考えております。

.....

藤沢企画振興課長

他にいかがでしょうか？ちょっと今の面積的なものを調べる目途がつかましたら途中でお答えをさせていただきますが、続いて2番目のテーマであります子育て支援についてということでまたご質疑、ご質問ご要望がございましたらお願いいたします。

上大池 中村氏

児童館の支援員のパートをして4年になります。中村といいます。

それまでは他地区や、松本・塩尻でフルに仕事をしてきましたが、昔に比べて子育て支援が非常に充実してるのっていうふうに、あの驚きました。そして学校でもない家庭でもない、児童館というところで伸び伸びと子ども達が過ごす姿を見て、何も知らないで入った自分ですが、なんて大切なポジションなんだろうというふうに感じております。

コロナ禍の2年間に児童が急増し、目まぐるしい変化があります。課題も多いなっというふうに感じております。放課後の支援とはいっても昨年の3月4月、学校休業中であったり、夏休みなどの長時間外を預かる、あと土曜日といった長時間の活動となる部分も多くて、それでなんだろう。基本的にはあくまでも指導だということなんですが、長い時間預かっているときに、やっぱり教育的な配慮とか、指導とかがっていったものも必要なんじゃないかなって私なんかはちょっと思ったりもしました。

今後の施設利用、子供たちは人数少なくても、今後ニーズが高まって増えていくんじゃないかなって予想されます。施設の、個人的には、個人の意見ですが、小学校さんの施設を利用させてもらって、協力してもらってっていうのも、いいんじゃないかなというふうに考えます。できれば小学校さん、教育委員会、みんな児童に向かって、向き合っていていける場ですので、垣根を超えて、ぜひ今、直面している児童館のところに、実状を見に来ていただいたり、足運んでもらったりして、今後どうしていくかっていうのを本気で皆さんに考えてほしいなって切に思います。以上です。

根橋教育長

はい、すみません教育長の根橋です。ご意見ありがとうございました。

課題があるということは十分承知をしております。現在ですね、教育委員会全体の中でですね、子供たちの放課後をどうしていくのか、居場所をどう作っていくのか、子供たちにとってその望ましい放課後のあり方ってどういうものなのかっていうことをですね、ちょっと今検討してる最中です。で具体的に来年から、どうなるかっていうのは今申し上げられませんが、できるだけ子供たちにとって、その教育的な、先ほど言ったその視点も含めてですね、いい環境が作れたらいいなということで、今どういう方法がいいかっていうのは検討している最中でありまして。

藤沢企画振興課長

他に子育て支援の関係で、ご意見ご要望ご質問ありましたら。

よろしいですかね。

下竹田 北澤氏

私この村に来た30年近く前に比べると、子育て支援っていうのはやっぱり先ほど中村さんがおっしゃったように、非常に充実してるなっていうのを私も感じます。その中でというか、説明があった中ですね、いじめの事案が山形村の中でもありますよっていうような話が、次のところ行くのかな、子育てのガイドブックのところだったと思うんですけども。実際にいじめに該当する事案っていうのは、山形村でどれぐらい把握されていますか。保育園から小学校、中学校含めて、それぞれどれぐらいなんだろうかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

堤子育て支援課長

すいません、北澤さん。先ほどちょっと私の方で説明した、虐待の事案が若干見受けられるということで、あの学校のいじめの関係のご説明ということでよろしいでしょうか？

下竹田 北澤氏

はい。すみません、ちょっと勘違いしていました。
虐待の事案がどれぐらいあるかっていう。

堤子育て支援課長

虐待の関係ですけれども、現在この虐待のそういう進行管理といいますか、日頃の様子を経過で見ている部分でいきますと、初期段階でいろいろ対応して本当に悲惨なケース、新聞で報道されるようなケースは山形村幸いに起こっておりませんが、実際今ケース対応しているのが約30件程。世帯数でいくと、お子さんの人数で約30人ほどいらっしゃいます。ただ一応ある程度そういう虐待の、そういう危機といいますか、そういう部分では解消しておりますけれども、継続的な支援ということでケース的には思案をしておりますので、あのほぼ皆さん沈静化はしておりますが、一応ケースとして村の方で進行管理といいますか、そういう部分で対応しているのは約30件ほどございます。

下竹田 北澤氏

どうもありがとうございました。虐待の関係はよく施設に保護されたっていうようなのが新聞にも出てますけれども、一旦解決したように見えて、また再発っていうような場面、事態が起こるの多いような気がするんで、ぜひ村の方でも、あの見守りを続けていただければなと思いますのでよろしく願います。ありがとうございました。

藤沢企画振興課長

はい続いて。

下竹田 上條氏

はい、また下竹田の上條ですが、ちょっと子育て支援の方に当たるのかちょっと疑問なんですが、この間の館報でもですね、松電の交通費ですね、5割補助してるっていうお話でしたが、館報の方に載ってました。ちょっと交通の方になるのか、ちょっと子育て支援になるのかっていうことは思ったんですが。循環バスがありますね、波田から村井まで行くとか、ああいうのは、200円でどっからどこまで乗っても200円ってことになってますよね。

それから松本市の循環バスなんかも200円で確か乗り放題、乗り放題というかどこまで乗ってもいいようになってると思います。私としましては、その補助の方をですね、5割じゃなくて、200円以上のところを補助していくっていうのが、交通、公共交通の今後みてもいくべきじゃないかなと思います。っていうのは、高校生なんかですね、帰るときに上大池からと下竹田からでは5割の補助だとかなりご家庭での負担に差が出てきます。同じ村に税金を払っている身といたしましたら、下竹田の高校生も上大池の高校生も同じ家庭負担で松本の方へ行けるということの方が私は平等じゃないかと思えます。村民に対しても平等という考え方でいったら平等じゃないかと思えます。

それとですね、そういうことをすることによって今度 JR ですね。そこんとこの乗り継ぎを考えて、塩尻方面の高校へ行ったりする乗り継ぎにあう路線バスの時刻を、松電の方をお願いしていくとか、そういうようなことをすることによって、今塩尻志学館高校とか、田川高校とか、そっちの方へ通うお子さんにメリットが出てくるんじゃないかと思えますんで一応そういうことをご検討をお願いしたいと思えます。

藤沢企画振興課長

企画振興課の方で担当させていただいておりますので、私の方からお答えをする、ご意見を頂戴しましたので、今、村の方で総合計画というのを立てているわけなんですけど、その中で皆さんにご協力いただいた村民アンケートというものでも、一番課題の大きいものが公共交通といったようなことで、問題として捉えております。ここ数年ちょっと、どんなしっかりした取り組みができるかといった検討の機会もなかったもんですから、それをこれから立ち上げてしっかりとしたものを作っていきたいと。山形の中で走っております西部コミュニティというバスなんですけど、あれについては松本市の地域公共交通協議会というところで所属をしていてその中で揉んでいただいているということもありますので、村民の皆さんのご意見を頂戴した上でそちらの方に随時上げていくといったような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

あと松電のバスの方が、アルピコさんのバスの方なんですけど、やはり路線バスはなくてはならないツールだと思っておりますので、路線バスの維持というのは基軸といたしまして、その中でできる範囲のことをしていくということで考えておりますのでご理解いただければというふうに思えます。

藤沢企画振興課長

はい。お願いします。

上大池 小口氏

子育て支援の放課後児童の居場所作りというところで、先ほど中村さんが言いましたけれども、私も今ふれあい児童館の方でパートの仕事をさせていただいて子供たちと毎日過ごしています。本当にいろんな形の山形っ子とか、未来塾とか、本当に子供たちの居場所作りを本当に真剣に考えてくださってるなと思って、そういう部分では本当に手厚いなと思っています。

その中でやはり、その課がありますけれども、先ほど中村さんが言ったようにその課の垣根をちょっと、取っ払うというか、うまくにはいかないかもしれませんが、それぞれの立場がおりと思いますけれども、その連携をしっかりと取っていただいて、いただければすごくありがたいなって日々の子供たちと触れ合う中で感じています。以上です。

根橋教育長

はい、ありがとうございました。

多分いろんなご心配をされていることがあるということですので、より一層、教育委員会等と子育て支援課と、関係する課がですね、より緊密に連携を取れるように調整をしてみたいので、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

本庄村長

はい、今のそれぞれの課の垣根を越えて、というお話がございましたけれども、ご存知のように教育委員会で小学校の担当教育分野ということで、教育委員会で担当ということになってるんですが、3年4年前に子育て支援課と教育委員会を、一応あえて言わせてもらうんですけども、一つの塊というふうに、組織上は一応しました。

これは長野県の中のそれぞれの市町村でも、例えば松本市さんですと、子供部という所が、ご存じだと思うんですけど幼稚園、本来は文科省の管轄の幼稚園を、厚生省の方の保育園と一緒に扱うというようなことをやったり。塩尻方式ですと、教育委員会の方へ保育園を入れるとか、そういったやり方でやっております。ですので、その形は一つの傘の下に入ってるということも村でもやってはいるんですが、やはり場所が離れてたり、職場も違ってそんなに毎日顔を合わせるわけじゃないというところで、なかなかその、やっぱりセクト主義というのが出てしまって、その内容というんですかね。魂まで一体になってないというのが現状だというふうに反省をしております。じゃあ、どういう方法があるかってのは、なかなかなんていうんですかね、一朝一夕にこうだつてのはないんですけども、本当に大事な課題だということは感じております。これからもどんな方法がいいか、またいろいろご意見を伺いながら、一体としてこう考えられるようなことをやっぱり考えていくと思って考えたいと思っております。

藤沢企画振興課

はい。テーマ1と2、それ以外でも結構です時間もありますがそれ以外の村全般のことで結構でございます。本日庁内の全課長が来ておりますので一定のお答えができるものと思っておりますので、今説明のあったテーマ1テーマ2以外のものでもう結構ですのご意見ご要望ご質問ありましたらお出しただければと思います。

.....

下竹田 北澤氏

下田の北澤です。環境の関係ですが、先ほど中川課長の説明の中で野焼きには一部の例外があるということで説明いただきましたが、確かに、許されている範囲の野焼きっていうのは理解はしてますが、例えばですね、こないだちょっとあったんですけども、役場のところからセブンの方に上っていくときに、道路沿いでね、長芋のつるか何かを焼いたんですよ。風向きによって全然前が見えなくなるんです。対向車も見えないというような状況が発生するんですよ。しょうがないからノロノロ走るしかないんですけども、当然ね、そうしますけれども、許されてはいるんですけどもやっぱり風向きとか、天候を十分配慮してやってくださいということで、村としてのね、そういう安全交通安全に対するルールみたいなものを啓蒙していただければいいのかなっていうのをちょっと感じましたので、ぜひご検討よろしくをお願いします。

中川住民課長

はい、おっしゃる通り。先ほど私も申しましたが、例外とは言っても、何でもかんでもやっていいよって話は当然ありませんし、そこには人間の生活もありますし、環境保全という大前提の大きな問題もあるわけですので、一番意識を高めていただきたいのはやはり農業者といいますが、その生産者であるというのと、長いも残渣の焼却に関しては、一番そこが大事なというふうに思います。大型の農業者の皆さんはそれを承知していただいていると思っていますし、ただどうしても焼く時間が決まったりだとか、焼き場の湿り気みたいなものも心配すると、気が焦っちゃうところも実際あるかもしれませんが、その結果として事故が起きるとか、望まぬ結果になってはいけないうのはもう重々わかりますので、今後も、生産者の団体ですとか、JAさんですとか、あらゆる場面でそういったことは、さらにお願いを努めてまいりたいと思います。

藤沢企画振興課長

はい。上條さん。

下竹田 上條氏

またまたすみません。下竹田の上條です。

これはちょっと本当に関係ないというか、スカイランドきよみずの5000円の補助についてのご提案させていただきます。

それはですね、今スカイランドきよみずの補助を受けるのには、まず第1に、村のホームページの申請書をプリントアウトして、それに記名捺印して、それから、役場の方へ持ってって、それから今度、何日か役場で審査した後、何日後にまた役場の方に補助券を取りに行くということで、2回、プリントアウトできない場合は、役場の方へ用紙を取りに行き、そこでまた記入して役場へ提出して、また券を役場にもらいに行かなければいけないと。そういうことだと、やはり務めているとできないんですね。私も勤めをやめて、家で農業をするようになってから、その補助を受け泊まりに行ったりしたんですが、そういうことで、やはり勤労世帯の方は、そういうあれは出来ないんで、今スマホの時代ですね、今ホテルとかそういうようなところを予約するには、インターネットを使って予約して、それから今度予約も完了しましたっていうことでメールが返ってくると、それでホテルの予約が完了するっていうようになっています。ですから、この補助金についてもですね、スマホの方からインターネットで申請をして、それで了承しましたっていうことでその券をですね、どういう格好にするのか、メールで返すのか、それをスマホの画面を見せれば、スカイランドきよみずで手続きができるというようなことをすると勤労世帯が役場へなかなか来ることができない、都合付かないっていう世帯の方も使うようになると思います。

それで予算オーバーってことになったら5000円を4000円下げてもいいと思いますし、そういうようなことをしてなるべく大勢の方が、利用できる格好でお願いしたいと思います。以上です。

藤沢企画振興課長

はい。ありがとうございます。私共で担当させていただいております。手数料がかかってしまうというのは本当に上條さんのご指摘の通りだと思います。補助金だもんですから、全ての方々に出すのが基本なんですけども、どうしてもある程度一定のルールがあって役場の方で審査というものを見せていただいてからの交付というような形を今取ってます。これについても村全体のことでなくて、今国で動いてます押印の省略ですとかそういったことに絡めながら、見直す機会はあるかと思っておりますので、参考とさせていただきます。ありがとうございます。

藤沢企画振興課長

他に何かございますでしょうか？ZOOMの皆さんも特にはないのかな。

先ほどの小口さんの質問に対して村田の方から答弁させていただきます。

.....

村田産業振興課長

はい、すみません今わかると申しあげましたけども、面積の資料、今手持ちではありませんでしたので、後日またホームページ上で公開するというようなことでお約束をさせていただきます。

ちなみにですね、ちょっと今手元に持ってる資料で取り組んでいらっしゃる方ですね、昨年が148人の方、農家の方で交付の金額が370万円ほど、交付しております。という状況でここ数年、そんな状況ですかね、という申請状況です。

回答:おおよそ1,160,000㎡(116ha)です。

藤沢企画振興課長

今、村田の方でも申しあげましたけれども、本日のこの懇談会の内容、お答えできなかった内容、それから議事録につきましても、村のホームページにおいて速やかに整理をさせていただいて掲載をしたいということでお約束をさせていただきたいと思います。全体になれば、これで閉めさせていただきたいと思いますけれども、よろしいですかね。閉会をですね、山形村教育長の根橋範男より申し上げます。

根橋教育長

大変お疲れさまでした。以上をもちまして2021村づくり懇談会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤沢企画振興課長

一応、以上で閉会ではございますけれども、受付で配らせていただいたアンケートがございません皆さんにご協力いただきましてアンケートへの協力をお願いします、なお Zoom でご参加をいただいた皆さんにつきましては、この後アンケート協力の画面が出るかと思っておりますので、Zoomで参加の皆さんには画面上に続行という画面が出るかと思っておりますミーティングに参加していただきありがとうございます。続行をクリックして簡単なアンケートにお答えくださいといったようなアナウンスが流れてると思っておりますので、そちらからアンケートの回答をお願いいたします。アンケートは記入いただいたらその場に置いていただいて、お帰りいただいて結構です。お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。